

「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定制度の御案内 保健福祉部薬務課作成

1 目的

新たな、地域医療に貢献する「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の制度について概要を説明し、当会議において、地域の実情にあった在宅医療システム及び地域包括ケアシステム構築の達成方針に係る議論を深める一助となること。

2 概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行に伴い、特定の機能を有する「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」（以下「認定薬局」という。）の認定に係る制度が、令和3年8月1日から開始となる。

◎地域連携薬局	… <u>地域の医療機関、介護施設等と連携し、患者の日常、入院そして在宅といった様々なステージを一元的・継続的に管理し対応していく薬局</u>
◎専門医療機関連携薬局	… <u>がん専門医療機関等と連携し、専門的な薬学管理・指導を行っていく薬局</u>

24時間対応、在宅医療の実績及び資質を有する薬剤師の配置といった要件を満たし、都道府県より認定された薬局は、各認定薬局の名称表示が可能となる。

3 主な地域での役割

- ・ 在宅医療における地域の実情に即した訪問調剤・服薬指導及び多職種との連携
- ・ 薬剤の一元的・継続的管理による多剤服用による有害事象（ポリファーマシー）の解消や残薬の防止・削減
- ・ 抗がん剤治療の副作用管理等の服薬状況評価及びがん診療施設への情報提供

4 認定薬局の県内目標件数

- ・ 地域連携薬局 …199件（中学校区当たり1件）
- ・ 専門医療機関連携薬局 …7件（がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院当たり1件）

5 今後の県の対応

認定薬局が、地域包括ケアシステムの中で効果的に機能するには、地域医療提供施設、関係団体及び多職種並びに住民に対し広く周知していく必要がある。介護支援専門員（ケアマネージャー）研修及び薬と健康の週間におけるイベントにおいて、認定薬局制度に関する普及啓発を行う。

「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート機能

☆ 国民の病気の予防や健康サポートに貢献

- ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

健康サポート薬局

高度薬学管理機能

☆ 高度な薬学的管理ニーズへの対応

- ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

☆ 副作用や効果の継続的な確認

☆ 多剤・重複投薬や相互作用の防止

- I C T (電子版お薬手帳等) を活用し、
 - ・患者がかかる全ての医療機関の処方情報を把握
 - ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

☆ 夜間・休日、在宅医療への対応

- ・24時間の対応

・在宅患者への薬学的管理・服薬指導

※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

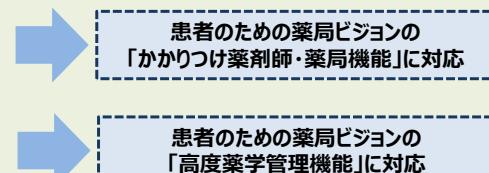
☆ 処方内容の照会・
☆ 副作用・服薬状況
☆ 医療情報連携ネット
☆ 医薬品等に関する相談
☆ 医療機関への
処方提案 のフィードバック ワークでの情報共有 や健康相談への対応 受診勧奨

1

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局 (**地域連携薬局**)
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局 (**専門医療機関連携薬局**)



地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



[主な要件]

- ・関係機関との情報共有 (入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等)
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応 (麻薬調剤の対応等)

[主な要件]

- ・関係機関との情報共有 (専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等)
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

2